省　令

○総務省令第六十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十四条及び第三十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月九日

総務大臣　川端　達夫

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の規定による改正後の統計法施行規則第十一条第二項第一号（同規則第十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者をいう。）が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2　前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

○厚生労働省令第百二号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十一条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令（平成十七年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三項中「次世代育成支援対策交付金」を「子育て支援交付金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六条第十一号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十一条第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第一条第一号の改正規定中「既に被保険者の資格を取得している者」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者の資格を取得しているもの」に改め、同条第二号を改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする改正規定中「第九条第二号中「入管法」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）」に改め、同条第三号」を「第九条第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。